

泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議  
事業評価委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議規則（平成27年泉佐野市規則第11号）第10条の規定により、泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）に基づく施策を検証するため、泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（以下、「総合戦略会議」という。）の中に事業評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。  
(1) 総合戦略に基づく各種施策の検証に関すること。  
(2) その他総合戦略に関すること。

(組織)

第3条 委員の定数は7名以内とし、総合戦略会議委員の中から、市長が委嘱する。

(委嘱期間)

第4条 委員の委嘱期間は、総合戦略会議委員の任期期間中とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。  
2 委員長は、総合戦略会議会長をもって充て、会務を総理する。  
3 副委員長は、総合戦略会議副会長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。  
2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することはできない。  
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室政策推進課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年2月19日から施行する。